

令和8年度原田処理場クレーン設備点検整備業務

特 記 仕 様 書

猪名川流域下水道事務所 維持課

目次

第1章 総則	1
第1条 適用範囲	1
第2条 工程管理	1
第3条 出来形管理	1
第4条 安全管理	1
第5条 写真管理	1
第6条 完了報告書	2
第7条 協議	2
第8条 一括再委託等の禁止	2
第9条 個人情報保護	2
第2章 業務概要	3
第1条 業務概要	3
第2条 業務内容	3
第3条 その他	4

第1章 総則

第1条 適用範囲

1. 本特記仕様書は、猪名川流域下水道原田処理場（以下「処理場」という。）の令和8年度原田処理場クレーン設備点検整備業務に適用する。
2. 受注者は、この仕様書に記載無き事項については「点検整備業務共通仕様書」に準じて業務を行わなければならない。

第2条 工程管理

1. 受注者は、稼動中の処理場において、極力下水処理に支障が無いように工程計画及び現場作業の方法を立案作成し、発注者に提出するとともに適正な工程管理をしなければならない。
2. 受注者は、実施工程については監督職員と承諾の上、決定しなければならない。
3. 受注者は、業務履行にあたって、関連法規を遵守し、使用環境、負荷等の変動に十分注意するとともに、維持管理にも配慮しなければならない。

第3条 出来形管理

1. 受注者は、回転機器について、振動、騒音、電流値等を整備前後に測定し、記録を提出しなければならない。
2. 受注者は、機器の塗装について、素地調整後、工程毎又は塗装完了後に計測し、仕様膜厚が確認できるよう計測記録を提出しなければならない。なお、軽微なものについては、省略することができる。
3. 受注者は、業務に伴う補修塗装をしなければならない。

第4条 安全管理

1. 受注者は、業務責任者を現場作業中、原則常駐させて作業現場の安全と円滑迅速に業務を遂行しなければならない。
2. 受注者は、現場作業開始及び終了時には、発注者に連絡し、退出時には、火気等の安全確認を確実にしなければならない。
3. 受注者は、業務用車両の駐車については、事前に車両登録届を提出（車両が増えた場合は追記）し、指定場所に停め、業務車両掲示証を車中の確認しやすい場所に置かなければならない。
4. 受注者は、現場作業の実施にあたり周辺既設設備の防護、並びに現場作業上必要な臨時の取壊し物の復旧、及び仮設物防護等は、受注者が負担しなければならない。
5. 受注者は、無断で処理場施設内に立入ってはならない。また、指示された場所以外で火気を使用してはならない。
6. 受注者は、クレーン車等を使用して作業を行う場合は、監督職員に事前に通知しなければならない。
7. 受注者は、酸素欠乏等が疑われる場所での現場作業では、必ず酸欠測定等を行い、安全を確認したうえで作業しなければならない。

第5条 写真管理

1. 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。
2. 監督職員は、設計図書に定められた履行確認において臨場を机上とすることが出来る。こ

の場合において、受注者は、監督職員に業務管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

第6条 完了報告書

1. 受注者は、業務完了後、完了報告書を提出し担当職員の履行確認をもって業務履行完了しなければならない。

第7条 協議

1. 受注者は、作業中に取替えが必要と認められる部品等が発生した場合は、発注者と協議を行い、その協議結果に依らなければならない。
2. 受注者は、クレーン車等を使用して作業を行う場合で、大阪国際空港（伊丹空港）の高さ制限を超える場合、発注者と協議を行い、協議結果に依らなければならない。

第8条 一括再委託等の禁止

1. 受注者は、契約書第10条第1項により以下の【主たる部分】については再委託してはならない。また、第2項の受注者が再委託できない【指定部分】、及び第3項の発注者の承諾を要しない再委託可能な【軽微な部分】は以下のとおりとする。

【主たる部分】

工程管理、出来形管理、安全管理、履行確認用の写真管理、完了報告書の作成、協議、技術的判断

【指定部分】

—

【軽微な部分】

簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など）

第9条 個人情報保護

1. 受注者が、発注者に提出する書類において生年月日、住所等の個人情報が記載されている場合は、当該部分を黒塗りとするなど情報漏洩に留意しなければならない。

第2章 業務概要

第1条 業務概要

本業務は、原田処理場に設置されている天井クレーン4基の点検整備及び性能検査受験、年次点検を行う。内訳は次の通りとする。

性能検査受験：第2ポンプ場7.5ton、第3ポンプ場15ton 計2基

点検整備及び年次点検：第1ポンプ場7.5ton、1・2系ブロワ室7.5ton

第2ポンプ場7.5ton、第3ポンプ場15ton 計4基

第2条 業務内容

1. 点検整備及び年次点検

(1) 機器仕様

設置場所 項目	第1ポンプ場	1・2系ブロワ室
製造者	日立機電工業(株)	日立機電工業(株)
種類及び型式	クラブトリ式天井クレーン	クラブトリ式天井クレーン
製造番号	65214551	65216931
設置届	昭和40年9月25日	昭和40年9月25日
検査証番号	401158	401159
定格荷重	7.5ton	7.5ton
定格速度	2.5m/min (巻上)	2.5m/min (巻上)
動作	横行・走行 (手動)	横行・走行 (手動)
スパン	11.75m	14.5m
揚程	9m	6m
電動機	巻上 5kW	巻上 5kW
ワイヤーロープ	13号B種6×Fi(29)φ14	13号B種6×Fi(29)φ14
有効期限	令和9年9月10日	令和9年9月10日
前回の点検日	令和7年8月26日	令和7年8月26日

設置場所 項目	第2ポンプ場	第3ポンプ場
製造者	(株)昭和起重機製作所	(株)昭和起重機製作所
種類及び型式	クラブトリ式天井クレーン	クラブトリ式天井クレーン
製造番号	4836	5841
設置届	昭和48年4月25日	昭和63年8月3日
検査証番号	481010	631004
定格荷重	7.5ton	15ton
定格速度	4m/min (巻上)	2m/min (巻上)
動作	横行・走行 (手動)	横行・走行 (手動)
スパン	11.7m	11m
揚程	10m	12m
電動機	巻上 7.5kW	巻上 7.5kW
ワイヤーロープ	13号B種6×Fi(29)φ12.5	13号B種6×Fi(29)φ16

有効期限	令和8年8月1日	令和8年8月2日
前回の点検日	令和6年7月30日	令和6年7月30日

(2) 内容

上記の天井クレーン4基の点検整備及び年次点検 1式

- 1) 巻上、横行、走行機械装置の整備及び動作確認
- 2) 集電装置、制御盤、操作スイッチ、リミット等電気装置の点検、絶縁抵抗測定及び清掃作業
- 3) フック及びワイヤーロープの点検
- 4) その他鉄鋼構造部分の目視点検
- 5) 各装置のオイル関係の交換
- 6) 荷重試験、試運転及び動作確認
- 7) 点検報告書の作成

2. 性能検査

本年度に性能検査の対象となる2基について準備作業及び立会 1式

(1) 検査料金

クレーン性能検査受験の料金及び手配を含む

(2) 検査立会

クレーン運転操作員及び玉掛け作業員の配置、提出書類及び検査用具等の準備

(3) 試験用荷重(テストウェイト)

- 1) 各天井クレーンの定格荷重に相当するテストウェイト(7.5 ton 及び 15 ton)の手配
- 2) テストウェイトは計量証明書付の物で荷重試験ごとに重量計算書を作成
- 3) テストウェイトの場内運搬及び玉掛け

3. 交換材料

品名	仕様	単位	数量
オイル	ボンノックTS150相当品 20L/缶	缶	1

※各装置のオイル関係の交換(4基分)

第3条 その他

1. 受注者は、本業務で発生した廃油については、発注者の指定する場所へ運搬を行う。また、処分は発注者が行う。
2. 受注者は、業務において発生した部品等の梱包材及び空き缶等を処分しなければならない。
3. 受注者は、工場での点検整備を行った場合に発生した産業廃棄物は、排出事業者として適切な処分しなければならない。
4. 受注者は、本業務で生じた産業廃棄物等の現場発生品を法令に基づき適正に処理しなければならない。
5. 取替え部品、機器修理の内容をテプラ等にて現場の適当な位置に貼り付けること。
6. 機器等の補修塗装は本業務に含む。
7. 本業務は、完成検査合格をもって完了とする。